

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 40 号議案から第 46 号議案までの 7 件の議案を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第 1．第 37 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

水町総務部長

水町総務部長／おはようございます。

第 37 号議案 専決処分の承認について、補足説明を申し上げます

本議案につきましては、平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）を専決処分したものでございます。

平成 30 年 3 月 15 日に株式会社サクセス代表取締役、川口喜三郎様から高齢者福祉に活用してほしいとの御意向で 100 万円の御寄付をいただきました。

よってこの寄附金により、5 月 7 日の新庁舎の開庁にあわせ、高齢者の方が利用しやすい窓口用記載台を購入するための経費を計上した。

平成 29 年度武雄市一般会計補正予算第 10 回を 3 月 30 日に先決処分をしております。

専決処分いたしました補正予算書につきましては別紙のとおりであります。

よろしく御承認を賜りますようお願いいたします。

議長／第 37 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 37 号議案について討論を開始いたします。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 37 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 37 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 2. 第 38 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

水町総務部長

水町総務部長／第 38 号議案について、補足説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成 30 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、武雄市税条例について所要の改正を専決処分したものであります。

主な内容としては、法人税において法人が国外に子会社を持つ場合の諸税回避（？）を抑制するための措置と延滞金の計算期間について国税に準じて見直しをし、また、土地に係る固定資産税の負担調整と特別措置保有税の特例措置を現行のまま 3 年間延長したものでございます。

なお、先決の日は平成 30 年 3 月 31 日であります。

よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 38 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 38 号議案に対する討論を開始いたします。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 38 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 38 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 3. 第 39 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／おはようございます。

それでは、第 39 号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書の 9 ページからでございます。

本議案につきましては、地方税法施行例の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日交付されたことに伴いまして、当日付で議案書 11 ページにございます別紙武雄市国民健康保険税条例の一

部を改正する条例を先決処分したところでございます。

その内容を御報告し、御承認をお願いするものでございます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げなど軽減措置の拡充、以上の２点の改正を行っているところでございます。

まず１点目の国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

これにつきましては、基礎課税額にかかる医療分の限度額をこれまでの５４万円から５８万円に引きあげるものでございます。

今回の改正では後期高齢者支援等課税額１９万円、介護納付金課税額１６万円につきましては据え置きとなっております。

その結果、課税限度額全額では改正前の８９万円から９３万円、４万円の引き上げを行ったところでございます。

これにより、本市の影響額といたしましては約９００万円の増を見込んでいるところでございます。

次に、２点目の国民健康保険税の軽減措置の拡充に伴う改正であります。

まず、国保税の５割軽減の軽減判定の所得基準、これまでの２７万円から２７万５０００円に引き上げ、また、***軽減の軽減判定の所得基準を４９万円から５０万円に引き上げ、軽減措置の対象を拡充するものでございます。

今回の軽減措置の拡充によりまして、約１６０万円の減収を見込んでいるところでございます。

これらの改正の施行期日につきましては、本年４月１日といたしております。

以上で、第３９号議案の補足説明を終わります。

御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長／第３９号議案について質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 39 号議案について討論を開始いたします。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより、第 39 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 39 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 4. 第 40 号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

第 40 号議案 監査員の選任について御説明申し上げます。

現在、市監査委員をお願いしております、山口清司氏の任期が本年 4 月 30 日をもって満了になります。

つきましては、引き続き同氏に監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、山口さんの経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。

どうかよろしく願いいたします。

議長／第 40 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 40 号議案を採決いたします。

第 40 号議案 監査委員の選任について同意を求める件については御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 40 号議案、すなわち、山口清司氏を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 5. 第 41 号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案の審議に際し、地方自治法第 117 条の規定により、8 番 古川議員の退席を求めます。

〔古川議員退席〕

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 41 号議案 監査委員の選任について御説明申し上げます。

任期の満了と先の市議会議員選挙の執行により、新たに古川盛義議員に監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

なお、古川議員の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。
どうかよろしくお願いいたします。

議長／第 41 号議案について質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
お諮りいたします。
本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。
よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。
第 41 号議案について討論を開始いたします。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。
これより第 41 号議案を採決いたします。
第 41 号議案 監査委員の選任について同意を求める件については御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。
よって、第 41 号議案、すなわち、古川盛義君を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。
議員の除斥を解きます。

〔古川議員戻席〕

日程第 6．第 42 号議案 教育委員会委員の任命について及び日程第 7．第 43 号議案 教育委員会委員の任命についての、以上 2 件を一括議題といたします。

提出者からその説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 42 号議案及び第 43 号議案 教育委員会委員の任命について一括して説明します。

教育委員会の古場勝憲氏、河内利大氏の任期が本年 4 月 28 日をもって満了いたします。

つきましては、後任として大庭弘毅氏、馬場ひとみ氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

なお、両氏の経歴につきましては添付いたしております資料のとおりでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

議長／第 42 号議案及び第 43 号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 42 号議案及び第 43 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 42 号議案及び第 43 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

まず、第 42 号議案について討論を開始いたします。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 42 号議案を採決いたします。

第 42 号議案 教育委員会委員の任命について同意を求める件については御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 42 号議案、すなわち、大庭弘毅氏を教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第 43 号議案について討論を開始いたします。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 43 号議案を採決をいたします。

第 43 号議案 教育委員会の任命について同意を求める件については御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって第 43 号議案、すなわち、馬場ひとみ氏を教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 8. 第 44 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第 10. 第 46 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの、以上 3 件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 44 号議案から第 46 号議案までについて、一括して御説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員をお願いしております 3 名の方の任期が本年 4 月末日をもって満了いたします。

第 44 号及び第 45 号議案では久原義博さん、福地純一さん、お二人を再任とし、第 46 号議案では現委員のオオワタリマサユキさんの後任として山領好郎さんを新たに選任したいと考えております。

つきましては、地方税法（？）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、3 名の方の経歴につきましては、それぞれ添付いたしております資料のとおりでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

議長／第 44 号議案から第 46 号議案までの、以上 3 議案に対する一括質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 44 号議案から第 46 号議案までの、以上 3 議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 44 号議案から第 46 号議案までの、以上 3 議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

まず、第 44 号議案について討論を開始します。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 44 号議案の採決を行います。

第 44 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意を求める件について御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 44 号議案、すなわち、久原義博氏を固定資産評価審査委員会委員に選任すること
に同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第 45 号議案に対する討論を開始いたします。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 45 号議案を採決いたします。

第 45 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件については御異
議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 45 号議案、すなわち、福地純一氏を固定資産評価審査委員会委員に選任する
ことに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第 46 号議案について討論を開始いたします。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

第 46 号議案の採決を行います。

第 46 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について御異議
ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 46 号議案、すなわち、山領好郎氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 11. 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されています。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査と付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の件については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 30 年 4 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。